

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	中国財務局長
【提出日】	平成28年 4月28日
【会社名】	トミタ電機株式会社
【英訳名】	TOMITA ELECTRIC CO.,LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 神谷 哲郎
【本店の所在の場所】	鳥取県鳥取市幸町123番地
【電話番号】	0 8 5 7 (2 2) 8 4 4 1 (代表)
【事務連絡者氏名】	取締役管理本部長 太田 寛
【最寄りの連絡場所】	鳥取県鳥取市幸町123番地
【電話番号】	0 8 5 7 (2 2) 8 4 4 1 (代表)
【事務連絡者氏名】	取締役管理本部長 太田 寛
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号)

1【提出理由】

平成28年4月26日開催の当社第65期定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日

平成28年4月26日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 定款一部変更の件

当社は、コーポレート・ガバナンス体制の一層の充実という観点から、監査等委員会設置会社に移行するにあたり、監査等委員会および監査等委員に関する規定の新設ならびに監査役および監査役会に関する規定の削除等所要の変更を行うものであります。

会社法の改正により、責任限定契約を締結することができる役員等の範囲が変更されたことに伴い、業務執行を行わない取締役につきましても、責任限定契約を締結することによってその期待される役割を十分に発揮できるようにするために、現行定款第26条第2項の変更を行うものであります。なお、当該変更につきましては各監査役の同意を得ております。

資本政策および配当政策を機動的に行うことを可能とするため、剰余金の配当等を取締役会の決議により行うことができる旨の規定の新設ならびに内容が一部重複することになる現行定款第7条および第39条の削除等所要の変更を行うものであります。

監査役に関する規定の削除後も、削除前の監査役の行為について責任免除が可能であることを明確にするため、監査役の責任免除に関する経過措置を附則として設けるものであります。

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件

第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、当社は監査等委員会設置会社に移行し、取締役全員（4名）は本総会終結の時をもって任期満了となるため、取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名として、神谷 哲郎、太田 寛、白間 広章、神谷 陽一郎を選任するものであります。

第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、当社は監査等委員会設置会社に移行いたします。監査等委員である取締役3名として、西尾 慎一、大田原 俊輔、山本 庄英を選任するものであります。

第4号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、当社は監査等委員会設置会社に移行いたします。法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠の監査等委員として、黒坂 幸夫を選任するものであります。

第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件

第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、当社は監査等委員会設置会社に移行いたします。取締役の報酬額は、平成8年4月25日開催の第45期定時株主総会において年額110百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただき今日に至っておりますが、監査等委員会設置会社への移行に伴い、これを廃止したうえで新たに取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額を年額110百万円以内とすること、および、各取締役に対する具体的金額、支給の時期等の決定は、取締役会の決議によるものとするにつきお諮りするものであります。

なお、取締役の報酬額には、従来どおり使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものいたします。

第6号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件

第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、当社は監査等委員会設置会社に移行いたします。昨今の経済情勢等諸般の事情も考慮して、監査等委員である取締役の報酬額を年額20百万円以内とすること、および、監査等委員である各取締役に対する具体的金額、支給の時期等の決定は、監査等委員である取締役の協議によるものとするにつきお諮りするものであります。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成(個)	反対(個)	棄権(個)	可決要件	決議の結果及び賛成割合(%)
第1号議案 定款一部変更の件	3,892	26	-	(注)1	可決 99.33
第2号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)4名選任の件 神谷 哲郎 太田 寛 白間 広章 神谷 陽一郎	3,475 3,493 3,493 3,493	443 425 425 425	- - - -	(注)2	可決 88.69 可決 89.15 可決 89.15 可決 89.15
第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件 西尾 慎一 大田原 俊輔 山本 庄英	3,891 3,891 3,891	27 27 27	- - -	(注)2	可決 99.31 可決 99.31 可決 99.31
第4号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件 黒坂 幸夫	3,890	28	-	(注)2	可決 99.28
第5号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬額設定の件	3,889	29	-	(注)3	可決 99.25
第6号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件	3,889	29	-	(注)3	可決 99.25

- (注)1. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成であります。
2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成であります。
3. 出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成であります。

以上